

03 子ども・子育て家庭の支援	
04 子ども・子育て家庭の支援	
主管課名	子ども生活部 子ども政策課
主管課長名	山本 篤志
電話番号	042-481-7639
関係課名 （組織順）	多様性社会・男女共同参画推進課，保育課，子ども家庭課，児童青少年課，障害福祉課，子ども発達センター，健康推進課，保険年金課，教育総務課，指導室，社会教育課，公民館，図書館
目的	対象
	意図
施策の方向	

<施策と関連するSDGsの目標（ゴール）>



1 後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の振り返り — 取組実績（DO）

◆ 令和4年度における取組実績の振り返り

施策の成果向上に向けた主な取組実績 【前期基本計画（令和5年度～令和8年度）の基本的取組毎に記載】
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）
<p><b>（03-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センター（保健センター・子ども家庭支援センターすこやか）を中心として，各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援などを実施し，妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や，胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図った。</li> <li>令和4年度にマイナポータルのぴったりサービスによる妊娠届の電子申請手続を開始した。また，ゆりかご調布事業において，オンラインによる面接相談を継続して実施し，コロナ禍における感染拡大防止及び不安の解消，利便性の向上に努めた。</li> <li>妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進するため，「ようこそ調布っ子サポート事業」を開始し，ゆりかご調布事業や産後ケア事業を継続するとともに，育児の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援を行った。</li> <li>産後ケア事業において，デイサービス型とショートステイ型に加え，令和4年度からはアウトリーチ型を開始し，対象児の年齢を1歳未満へ拡大を図った。</li> <li>児童館子育てひろばと健康推進課が連携して，双子・三つ子などの多胎児がいる家庭の交流会を実施し，助産師・保健師などの専門職による子育て情報の提供や育児相談を行った。</li> <li>令和2年度から開始したマイナポータルのぴったりサービスを活用した児童手当手続の電子申請に加え，令和4年度は子ども医療費助成等の電子申請や，公金受取口座登録制度の利用受付を開始し，これらの確実な運用により，子育て家庭の負担軽減や利便性向上を図った。</li> <li>子育て家庭への経済的支援として，義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生まで）に対する自己負担分の医療費助成について，中学生の所得制限及び課税世帯における現行の通院時200円負担を，令和5年度から撤廃するとともに，対象を高校生相当年齢まで拡大し，高校生世代までの医療費の完全無償化を実施することとした。</li> <li>長期化するコロナ禍において，物価高騰に直面する低所得の子育て家庭に対して，国の子育て世帯生活支援特別給付金とあわせて，国の給付金よりも支給対象範囲を拡充した市独自の給付金を支給したほか，キャッシュレスポイント等を付与する調布っ子応援プロジェクトを実施し，生活・暮らしの安定に寄与した。</li> <li>養育費確保のため，離婚時の公正証書作成手数料及び保証契約締結経費に対する補助や，取り決めに関し専門的な助言，相談が受けられるよう，夏季集中相談期間において個別の弁護士相談を行う「養育費確保支援事業」を令和4年度から開始し，ひとり親家庭の養育費確保や面会交流などに関する取り決めの促進及びひとり親家庭の福祉の向上を図った。</li> <li>子どもの貧困対策の一環として，困難を抱える子ども・若者に対して，相談・居場所・学習支援事業を一体的に行う子ども・若者総合支援事業「ここあ」を実施することにより，子どもの貧困の連鎖を防止し，ひとり親家庭の福祉の増進に寄与した。</li> <li>様々な理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に，食品等の配布や食事の提供などを通して，各家庭が安定した食事の機会を確保できるように，子ども食堂等を実施する団体等に子どもの食の確保事業として支援した。</li> </ul> <p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「調布っ子応援プロジェクト」の実施にあたり，事業の周知や配布先等について関係部署と連携を図った。</li> </ul> <p><b>②調布のまちの魅力発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者基金について，リーフレットを作成し，寄附の募集及び制度の利用促進を図った。</li> </ul>

**(03-2 子どもの健やかな成長の支援)**

- ・子ども家庭支援センターすこやか内の児童虐待防止センターを拠点として、相談事業などにより虐待を未然に防ぐとともに、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組んだ。
- ・ヤングケアラーについて小学生から大学生世代までの実態を調査した。あわせて関係機関の支援体制の実態を調査し、今後の支援のための基礎資料とした。

**①横断的連携による施策の推進**

- ・ヤングケアラー調査にあたって教育部と連携し、小・中学校で配付のタブレット端末を用い校内で調査を実施した。
- ・児童虐待防止センターが中心となり、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携強化に努めた。
- ・児童虐待の予防的支援モデル事業として、子ども家庭支援センターすこやかと健康推進課が一体となり、また東京都関係部や児童相談所とも連携して、妊娠期からきめ細かなニーズ把握と訪問支援を実施した。
- ・子ども発達センターでは、地域の中核機関である「児童発達支援センター」として、各種事業を通じ、引き続き関係機関との連携強化に努めた。
- ・図書館では、児童館や子ども発達センター、健康推進課等と連携し、出張おはなし会や、絵本リストの配付を行った。

**■連携テーマ1「地域共生社会の実現に向けた取組」**

- ・FC東京と連携して行う障害児を対象とした「あおぞらサッカースクール」を計13回実施した。

**(03-3 保育サービスの充実)**

- ・待機児童対策として、年度限定型保育を実施し認可保育園の待機児童を受け入れた。(待機児童数14人(R5.4.1))
- ・市内全ての認可保育園と地域型保育事業に対して、子ども・子育て支援法に基づき、保育の様子や運営内容、法令遵守の状況、給付費の執行状況等をチェックする指導検査を実施し、保育アドバイザーの巡回による運営に係る相談・支援ともあわせて、保育の質の維持・向上に努めた。
- ・持続可能な保育サービスの提供に向けて、公設民営保育園1園を公私連携型保育所へ移行し、全ての公設民営保育園の移行が完了した。
- ・学童クラブ入会保留児童対策として、低学年(小学1年生から3年生)の申請数が多い施設を中心に緊急枠を設け、定員を超えた児童の受け入れを実施した。また、入会保留児童の多い学区の放課後子供教室あそびバの開設時間を試行的に延長した。

**①横断的連携による施策の推進**

- ・保育施設における新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルス感染症対策担当や健康推進課との連携を図った。

**◆(参考) 令和元年度～令和3年度における施策の成果向上に向けた主な取組実績**

- ・令和2年度から5年間を計画期間とする第2期調布っ子すこやかプランを策定し子育て施策を推進した。
- ・子育て世代包括支援センター(保健センター・子ども家庭支援センターすこやか)を中心として、各家庭状況に応じた事業の利用支援や相談支援等を実施した。
- ・子どもの健やかな成長に資するため、手当・医療費助成など経済的支援を実施した。令和元年10月から、義務教育就学児医療費助成制度について、小学4年生から6年生を対象とした所得制限を撤廃することにより経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えた。
- ・ひとり親家庭等に対し日常生活での様々な相談や就労支援、子ども・若者総合支援事業「ここあ」にて、学習支援や相談を行うなど、ひとり親家庭の生活の安定や向上及び子どもの貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の福祉の増進を図った。
- ・子ども家庭支援センターすこやか内の児童虐待防止センターを拠点として、相談事業などにより虐待を未然に防ぐとともに、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組んだ。
- ・保育園待機児童対策として、認可保育園4園の誘致・整備及び小規模保育所1園の認可化、認証保育所の認可化2箇所により、合計435人の定員拡大を図った。また、市内の認可保育園等に対する指導検査や、保育アドバイザーの巡回による運営に係る相談・支援により、保育の質の維持・向上に努めた。
- ・「公立保育園における民間活力の活用」について、方針を策定し、公設民営保育園3園を公私連携型保育所へ移行した。
- ・産後ケア事業において、従来のデイサービスに加え、ショートステイ(宿泊型)を開始した。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、影響を受けている子どもたちの健やかな成長等を図るために、「調布っ子応援プロジェクト」として、給食米や商品券・応援券の配布や生活支援特別給付金を支給した。
- ・ゆりかご調布事業において、オンラインによる相談を継続して実施し、コロナ禍における利便性の向上に努めた。
- ・産後ケア事業において、利用できる施設を拡充し、より多くの受入に対応した。
- ・1歳前後の子どもがいる家庭を対象に育児パッケージを支給し、アンケートの実施を通じて子育て支援に関する情報提供や育児相談に対応するファーストバースデーサポート事業を開始し、令和3年度の対象家庭に対しては都の制度に市独自(1万円)を上乗せして実施した。
- ・育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭に対し、移動経費補助を行った。

施策における2つのアクション(◎横断的連携による施策の推進 ◎調布のまちの魅力発信)の視点に基づく主な取組実績

**①横断的連携による施策の推進**

- ・子ども発達センターについて、児童発達支援の中核機関である児童発達支援センターへの移行に向け、関係機関との連携強化に努めた。
- ・誰もが暮らしやすいまちづくりの推進のため、FC東京と連携して行う障害児を対象とした「あおぞらサッカースクール」を開催した。
- ・既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児に対応した学童クラブ(ゆずのき学童クラブ)を整備した。

- ・児童虐待の予防的支援モデル事業として、子ども家庭支援センターすこやかと健康推進課が一体となり、また、東京都の関係部や児童相談所とも連携して、妊娠期からのきめ細かなニーズ把握と訪問支援を実施した。
  - ・保育施設における新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルス感染症対策担当や健康推進課との連携を図った。
- ②調布のまちの魅力発信**
- ・子ども・若者基金について、リーフレットを作成し、寄附の募集及び制度の利用促進を図った。
  - ・子育てに関する行政情報と民間発信の情報を一元化した子育て応援サイト「コサイト」で「調布で子育て」の魅力を発信した。「Web版赤ちゃんおでかけ安心まっぷ」を作成し公開した。

◆まちづくり指標の現状把握

まちづくり指標	単位	実績値				目標値	指標の推移*
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
1 子育て支援サービスに満足している市民の割合	%	61.2	64.7	68.3	69.0	70.0	○
2 子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	%	47.3	47.5	49.8	43.9	50.0	▼
3 保育施設整備率	%	51.7 (R2/4/1時点)	55.6 (R3/4/1時点)	57.6 (R4/4/1時点)	60.1 (R5/4/1時点)	55.0	◎

※令和4年度における指標の推移は、以下の区分により記号を記入

- ◎：目標値を達成 ○：目標値を未達成（前年度より向上した） ▼：目標値を未達成（前年度より低下した） ⇒：目標値を未達成（前年度と同じ）  
 ー：数値未把握（調査未実施など）

◆指標でみる後期基本計画期間内（令和元年度～令和4年度）の達成状況

各指標の達成状況及び説明	
No. 指標名	
説明（目標達成・未達成の要因、課題、今後の取組の方向等）	
1 子育て支援サービスに満足している市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調布っ子応援プロジェクトや子ども家庭支援センターすこやかを中心とした子育て支援サービスの充実に努め目標を概ね達成できた。</li> <li>・高校生世代までの医療費完全無償化に向け、条例改正を実施した。</li> </ul>
2 子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、HP、子育て「元気に育て!!調布っ子」などを通じた広報活動、いじめ・児童虐待防止に向けた市長のメッセージ動画などを展開した。</li> <li>・今後も引き続き様々な機会を捉えて、児童虐待通報の窓口として子ども家庭支援センターすこやかなの窓口を案内していくとともに、児童相談所や警察についてもあわせて周知していく。</li> </ul>
3 保育施設整備率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園、小規模保育所の誘致・整備と既存の認証保育所の認可化の推進により目標を達成できた。</li> </ul>

※後期基本計画期間（令和元年度～令和4年度）における指標の達成状況は、以下の区分により記号を記入

- A：目標を達成 B：目標を概ね達成 C：目標達成にはやや至らなかった D：目標達成には至らなかった

《参考》前期基本計画（令和5年度～令和8年度）における「まちづくり指標」

まちづくり指標	まちづくり指標の考え方	単位	基準値	目標値
子育て支援サービスに満足している市民の割合	子育て家庭をはじめとしたニーズを踏まえた様々な取組により、市民の75パーセント以上が市の子育て支援サービスに満足していると感じられることを目標とした。	%	68.3 令和3年度	75.0 令和8(2026)年度
すこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	児童虐待の未然防止を図るため、市民の6割が児童虐待に関する相談先を知っていることを目標とした。	%	49.8 令和3年度	60.0 令和8(2026)年度
学童クラブ定員数	学童クラブの現状の定員数を増加させ、入会保留児童解消に向けた取組を推進していくことを目標とした。	人	2,370 令和4年4月1日	2,715 令和8(2026)年度

**2 令和4年度の振り返り及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の取組状況 — 評価（CHECK）**

◆ 施策の成果向上に向けて、令和4年度及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）に実施した取組に対する評価

総合評価 (令和4年度)	A	<p>S：「実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」</p> <p>A：「実施した取組において予定した取組成果が得られた。」</p> <p>B：「実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」</p> <p>C：「実施した取組においてあまり成果が得られなかった。」</p> <p>D：「実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総合評価理由	<p>令和4年度における施策の成果についての総括（総合評価の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターである保健センターと子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、妊娠早期から子育て期までの切れ目ない支援を着実に実施することができた。</li> <li>・生活困窮家庭に対して調布っ子応援プロジェクトを実施した。</li> <li>・児童虐待防止については、相談事業などにより虐待を未然に防ぐとともに、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組んだ。</li> <li>・年度限定型保育事業等や既存園の募集数増などのソフト面の保育園待機児童対策に取り組んだ。</li> </ul>	
総括評価 (令和元年度から令和4年度)	A	<p>S：「計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」</p> <p>A：「計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。」</p> <p>B：「計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」</p> <p>C：「計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。」</p> <p>D：「計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総括評価理由	<p>後期基本計画（令和元年度～令和4年度）における施策の成果についての総括（総括評価の理由）／今後に向けた課題・懸案事項</p> <p>（総括）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てへの不安や困難を抱えた家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、各家庭の状況に応じた相談支援等を行うことができた。</li> <li>・新園の整備やソフト面の対応により、保育園待機児童対策について予定していた成果が得られた。</li> <li>・児童虐待防止について、直営化や体制の拡充、児童相談所や警察との連携など適切に対応できた。</li> <li>・新型コロナウイルスや物価高騰の影響下において、子育て家庭への給付金や商品券・応援券などの配付、キャッシュレスポイントの付与等家計支援を実施した。</li> </ul> <p>（課題・懸案事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）への支援について、新たに配置したヤングケアラーコーディネーターと児童虐待防止センターが中心となって、学校や関係機関と連携しながら支援に取り組む必要がある。</li> </ul>	

**3 中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向） — （ACTION）**

◆ 施策を取り巻く状況（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①こども家庭庁・・・これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などが所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約することを目的として令和5年4月に設置。</p> <p>②こども基本法・・・日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。</p> <p>③政府は「異次元の少子化対策」を掲げ経済的支援の強化や夫婦が協力して子育てできる環境作りを重点課題とした。</p>	<p>①②次期調布っ子すこやかプランの策定にあたっては子どもや子育て当事者からの意見を聴取して施策に反映させる。</p> <p>③国の動向を踏まえ市の取組を検討する。</p> <p>④子どもの権利の周知を図り、こども真ん中社会の推進に向け気運の醸成を図る。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>④東京都こども基本条例・・・「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定。</p>	
その他		

◆前期基本計画期間（令和5年度～令和8年度）における中長期的な取組の方向

- ・母子保健と子育て家庭支援を統合した「こども家庭センター」の設置について、ハード・ソフトの両面からどのような構成とするか検討する必要がある。
- ・保育園待機児童ゼロに向けた取組と並行して、少子化の影響による保育園の空き定員対策についても国や東京都、近隣自治体の動向も踏まえ検討していく必要がある。
- ・児童虐待相談や複雑化する案件に、迅速かつ的確に対応するため、児童相談所職員が常駐するような、機能を拡充したサテライトオフィスを市内に設置することを検討する必要がある。
- ・ヤングケアラーへの支援について、広く市民に周知していく必要がある。
- ・学童クラブの入会保留児童対策については就学児童数や保護者の就労状況なども注視しつつ、引き続き教育委員会と連携し、ソフト・ハードの両面から推進していく。

施策の推進，成果向上の視点を踏まえた具体的な取組

デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育園・学童クラブの入園・入会申請のデジタル化</li><li>・母子保健に係る各種電子申請への対応</li><li>・学童クラブにおける保護者連絡用アプリの導入</li><li>・AI-OCRやRPA等を活用したデジタル化ツールの導入</li><li>・公立保育園の運営事務におけるICT化の推進</li><li>・児童手当や子ども医療費助成等に係る電子申請の確実な運用，拡充</li></ul>
共創のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・公私連携型保育所との協定による市の保育体制の維持</li></ul>
脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童館等において，植物の栽培や自然体験等の学びを通じた，子どもが楽しく環境について考える機会の創出</li></ul>
フェーズフリー	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童館・学童クラブにおける賞味期限が近い災害備蓄品の活用</li></ul>

施策03「子ども・子育て家庭の支援」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	11	重点P	—			
	事務事業	ひとり親家庭等への支援				総合戦略	●
後期※	計画コード	12	重点P	—			
	事務事業	ひとり親家庭等への支援				総合戦略	●
所管部署  子ども生活部 子ども家庭課 相談係							
<b>事業概要</b> ひとり親家庭の生活の安定や向上及びその子どもの貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭、ひとり親家庭の20歳未満の子ども、ひとり親家庭となることが想定される親及びその関係者に対し、以下の事業を行う。 ・日常生活や育児等に関する様々な相談 ・子育てサービスに関する情報提供、就労支援等 ・進学や就職につながるための学習支援を行い、経済的な自立と知識や資格の取得にとどまらず、自己肯定感や自分が人の役に立つことができているという自己有用感の向上を目指す支援を行う。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○子育て支援サービス相談員（3人）、母子・父子就労支援専門員（2人）の配置 ○ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施 ○高卒認定試験合格支援・給付金事業の実施 ○通信制高校卒業支援給付金支給事業の実施	○子育て支援サービス相談員（3人）、母子・父子就労支援専門員（2人）の配置 ○ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施 ○高卒認定試験合格支援・給付金事業の実施 ○通信制高校卒業支援給付金支給事業の実施	○子育て支援サービス相談員（3人）、母子・父子就労支援専門員（2人）の配置 ○ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施（拡充） ○高卒認定試験合格支援・給付金事業の実施 ○通信制高校卒業支援給付金支給事業の実施 ○養育費確保支援事業の実施（新規）	○子育て支援サービス相談員（3人）、母子・父子就労支援専門員（2人）の配置 ○ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施 ○高卒認定試験合格支援・給付金事業の実施 ○通信制高校卒業支援給付金支給事業の実施 ○養育費確保支援事業の実施	
事業費（千円）		39,954	54,723	48,699
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	◎
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	・子どもの貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親や子どもに対して、相談支援（相談件数219件。相談回数2614回）や学習支援（中学生登録者71人。延べ利用者2038人）を行った。令和4年度は、この事業に従事する職員を増員し、相談支援事業体制強化及び学習支援事業の1日当たり定員を40人に拡充し、ひとり親家庭等の支援を充実させた。 ・ひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもを対象に、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施し、認定試験合格を目指すひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て家庭を支援した。（利用者登録者3人） ・「ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金」を給付し、経済的負担を軽減することで、卒業後の安定した社会生活の実現を図ることができるよう支援した。（利用者18人） ・養育費確保のため、離婚時の公正証書作成手数料及び保証契約締結経費に対する補助や、取り決めに関する専門的な助言、相談が受けられるよう、夏季集中相談期間において個別の弁護士相談を行う「養育費確保支援事業」を令和4年度から開始し、ひとり親家庭の養育費確保や面会交流などに関する取り決めの促進及びひとり親家庭の福祉の向上を図った。（補助金支給4人、弁護士相談6人）
----	--

【ACTION】

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続	<input type="checkbox"/> 有効性改善	<input type="checkbox"/> 効率性改善	<input type="checkbox"/> 財政面改善	<input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

今後の取組の方向	・各種手当の申請時等、あらゆる機会を捉えて、ひとり親家庭の状況把握に努め、支援が必要な家庭に対し、関係機関との丁寧な連携を図りながら、各種サービスの利用につなげる。 ・学習支援事業では、大学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、引き続き、安定したボランティアの確保とともに、実施場所の拡充についても検討していく。 ・ひとり親家庭就労相談では、賃金の低さなどを理由とした転職希望が支援のニーズの多くを占め、高年齢や就労経験の少ないひとり親の就労はさらに厳しい状況にある。引き続き、職業訓練や資格取得をはじめとした、きめ細かな就労支援が必要であり、更なる事業の周知に努める。
----------	---

施策03「子ども・子育て家庭の支援」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	12	重点P	②	調布の宝である子どもたちを応援するまち		
	事務事業	出産・子育て応援事業				総合戦略	●
後期※	計画コード	13	重点P	②	子ども・若者の健やかな成長・自立を支援し、子育てしやすいまち		
	事務事業	出産・子育て応援事業				総合戦略	●
所管部署 福祉健康部 健康推進課 健康支援係							
<b>事業概要</b> 妊娠前から全ての妊婦・子育て家庭に専門職等が寄り添い、相談に対応して出産・子育て等に関する不安を軽減、支援が必要な家庭の早期把握をすともに関係機関とも情報共有しながら、継続した相談実施や情報発信等を通じて必要な支援につなげる。令和5年2月からはさらに切れ目ない支援の充実及び経済的支援の一体的な取組として「ようこそ調布っ子サポート事業（出産・子育て応援事業）」を新たに実施、伴走型相談支援の実施と妊娠・出生届出時にギフトを配布、確実に妊婦・子育て家庭に必要な支援を行う。子育て世代包括支援センターにおいて、以下の事業を実施する。 ・母子健康手帳の交付及びゆりかご調布事業 ・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問事業 ・産後ケア事業 ・多胎児家庭支援事業 ・ファーストバースデーサポート事業							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○妊婦の全数把握し、すべての子育て家庭に対し切れ目ない支援を行う入口とする。 ○支援が必要な妊婦、子育て家庭を早期発見し早期介入することで虐待の予防につなげる。	○ゆりかご調布事業の実施  ○産後ケア事業の実施	○ゆりかご調布面接の実施 対面面接及びオンライン面接の実施 ○産後ケア事業 ・デイサービス、ショートステイ及びアウトリーチの実施 ○ファーストバースデーサポート事業の実施 ○多胎児家庭事業の実施	○ゆりかご調布面接の実施 対面面接及びオンライン面接の実施 ○産後ケア事業 ・デイサービス、ショートステイ及びアウトリーチの実施 ○ファーストバースデーサポート事業の実施 ○多胎児家庭事業の実施	
	債務負担行為等による用地取得費	0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	◎
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	健康推進課と子ども家庭支援センターすこやかににおいて、妊婦を対象にゆりかご調布面接を行った（面接者数：1747人、97.9%）。妊婦面接は約9割を維持し、事業の目的である妊娠からの早期支援やサービスの提供ができています。産後ケア事業について、令和4年度にアウトリーチ型（訪問）を開始し、サービスの選択肢が広がり、サービス増加となった（全利用者延数：899人）。多胎児家庭支援事業では、対象者へ移動経費の補助（51世帯）や児童館での交流事業の実施（参加人数53人）、ファーストバースデーサポート事業では、アンケートを実施し、育児パッケージを配布するとともに必要に応じて支援につないだ（配布数：1862人）。令和5年2月からようこそ調布っ子サポート事業を開始した。
----	--

【ACTION】

今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input checked="" type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	---

今後の取組の方向	妊娠から育児期に渡り、切れ目ない支援の推進を図るため、最初の入口である妊娠届出・ゆりかご調布面接の全数面接を目指す。この面接は、ようこそ調布っ子サポート事業の出産応援ギフトの配布も兼ねる。保健師等専門職が対象者に寄り添い、支援につなぎ、サービスの提供を行う。多胎児家庭では、多胎児を養育する家庭の経済的支援として、妊婦健康診査の追加助成を新たに開始する。産後ケア事業では、登録数を増やし、サービスの活用がよりスムーズに進むよう、市ホームページやSNSなどでPRする。赤ちゃん訪問では、全数訪問を目指して子育て応援ギフトを配布し、子育て家庭の相談支援の充実と経済的支援の一体的支援を推進する。ファーストバースデーサポート事業では、アンケートから必要な支援につなぐとともに、事業開始3年目に当たり、今後の事業運営について検討する。
----------	---



施策03「子ども・子育て家庭の支援」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	14	重点P	②	調布の宝である子どもたちを応援するまち	総合戦略	●
	事務事業	児童虐待防止センター事業の推進				総合戦略	●
後期※	計画コード	14	重点P		—	総合戦略	●
	事務事業	児童虐待防止センター事業の推進				総合戦略	●
所管部署  子ども生活部 子ども政策課 児童虐待防止センター							
<b>事業概要</b> 子ども家庭支援センターすこやかに、児童虐待防止センターを設置し、市民からの緊急的な相談に応える窓口として「すこやか虐待防止ホットライン」を活用して、虐待を防止するとともに、子育てに不安を持つ親子を積極的に支援する。また、児童虐待に関する相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行う。そのほか、保護を要する児童等への支援に関するネットワークの強化を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を運営する。令和3年度から、より安定的な運営及び相談体制の強化を図るため市直営にした。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】				
活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
事業費	○いじめや虐待の相談・通報に応じ、関係機関と連携した支援・ケア ○オレンジリボンキャンペーン等の虐待防止対策の推進 ○調布市要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関とのネットワークの強化	○いじめや虐待についての相談への対応（すこやか虐待防止ホットライン） ○オレンジリボンキャンペーン等による児童虐待防止の周知及び啓発 ○調布市要保護児童対策地域協議会の運営	○いじめや虐待の相談・通報に応じ、関係機関と連携した支援・ケア ○オレンジリボンキャンペーン等の虐待防止対策の推進 ○調布市要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関とのネットワークの強化 ○予防的支援事業の実施 ○事務クラーク（事務員）2名を配置	○いじめや虐待の相談・通報に応じ、関係機関と連携した支援・ケア ○オレンジリボンキャンペーン等の虐待防止対策の推進 ○調布市要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関とのネットワークの強化 ○予防的支援事業の実施 ○事務クラーク（事務員）2名を配置
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0
令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 計画遅れ <input type="checkbox"/> 計画前倒し			実績評価 <input checked="" type="checkbox"/>
説明	新規児童虐待相談件数640件（前年度712件）、虐待防止ホットライン受付件数62件（前年度65件）となり全体的に件数が減少した。虐待案件の訪問回数4862件（前年度5423件）であったが、コロナ禍の影響により訪問を控え、電話やオンラインによる対応に切り替えた。児童虐待に関する相談・通報などに対応し、児童相談所や内容に応じてその他関係機関と連絡調整し、保護を要する児童の支援を適切に行った。また、母子保健部門との定期的な情報共有を継続した。乳幼児健診未受診、未就園・不就学児等に関し、要保護児童対策地域協議会にて状況を報告し情報共有に努めた。 市内公立小中学校の児童生徒及び保護者を対象にチラシを配布し、虐待の相談窓口を周知した。 11月にオレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防止のPRを実施した。 令和3年度から3年間実施予定の児童虐待防止に関する予防的支援（東京都モデル事業）について、東京都及び東京都医学総合研究所等と連携しながら事業を展開した。			
【ACTION】				
今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善			
今後の取組の方向	要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との連携を強化するとともに、子どもが虐待を受けている疑いがある場合、誰もが通報しやすい環境づくりを推進する。 児童虐待に関する相談・通報に対しては、ケース会議等で話し合いながら、事例に沿った迅速で適切な対応を行う。 市区町村の役割である虐待の未然防止に東京都と連携し取り組んでいく。 まちづくり指標における「子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合」が令和3年度と比較して低下しているため、すこやかで児童虐待に関する相談を受け付けていることを市報や市ホームページで広く周知する。 新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な不安やストレスなどによる児童虐待のリスクが高まっており、要保護児童対策地域協議会をはじめとする諸機関との連携を十分に図りながら、子どもの安全確保に努める。			

施策03「子ども・子育て家庭の支援」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	15	重点P	②	調布の宝である子どもたちを応援するまち	総合戦略	●
	事務事業	保育サービスの充実					
後期※	計画コード	15	重点P	②	子ども・若者の健やかな成長・自立を支援し、子育てしやすいまち	総合戦略	●
	事務事業	待機児童対策の推進					
所管部署  子ども生活部  子ども政策課  子ども政策係							
<b>事業概要</b> 児童福祉法第24条第1項の規定により、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。」と定められている。しかし、保育園の申込みを行ったにもかかわらず、定員に空きがなく、入園することができなかった児童（いわゆる「保育園待機児童」）が発生している状況が続いている。こうしたことから、保育園待機児童数の今後の動向や減少傾向にある年少人口の今後の推移、将来の保育需要や子育てニーズ等を踏まえて、既存認可保育園の定員変更や年度限定型保育事業など既存施設の活用を中心に実施し、多様な保育ニーズに対応するためのあらゆる方策を検討する。 あわせて保育の質を確保するため、全ての認可保育園に対して指導検査を実施する。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

**【PLAN▶DO▶CHECK】**

活動内容 (事業費ベース)	計画目標	令和4年度		
		(計画)	(当初予算)	(決算・実績)
〇待機児童対策として、民間認可保育園や認証保育所等の整備・誘致により受入枠の拡大	〇認可保育園の開設誘致1園  〇年度限定型保育事業の実施  (100人規模の受入数拡大)	〇認可保育園の開設誘致1園  〇年度限定型保育事業の実施  (100人規模の受入数拡大)	〇認可保育園の開設誘致なし  〇年度限定型保育事業の実施	〇認可保育園の開設誘致なし  〇年度限定型保育事業の実施
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	○
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

**説明**

令和4年4月1日時点の待機児童数の状況（1歳児のみ16人）等を踏まえ、令和5年4月1日開設に向けた認可保育園の整備は実施せず、施設整備費は減額補正を行った。  
 また、待機児童の多い1歳児及び2歳児を当該年度限定で受け入れる「年度限定型保育事業」を6園で実施し、10人（令和4年4月1日時点）を受け入れたほか、企業が従業員の多様な働き方等に応じて保育サービスを提供できる「企業主導型保育事業」の活用等あらゆる手法を用いて、保育を必要とする児童の受入機会の拡大に努めた。

**【ACTION】**

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続	<input type="checkbox"/> 有効性改善	<input type="checkbox"/> 効率性改善	<input type="checkbox"/> 財政面改善	<input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

**今後の取組の方向**

今後については、「第2期調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、保育園待機児童数の今後の動向や減少傾向にある年少人口の今後の推移、将来の保育需要や子育てニーズ等を踏まえて、年度限定型保育事業の実施や既存認可保育園の定員変更の検討、市のホームページや保育課窓口を通じた企業主導型保育事業の地域枠の空き定員の周知等を実施していくとともに、多様な保育ニーズに対応するためのあらゆる方策を検討していく。  
 あわせて保育の質を確保するため、全ての認可保育園に対して指導検査を実施していく。

施策03「子ども・子育て家庭の支援」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	16	重点P	②	調布の宝である子どもたちを応援するまち	総合戦略	●
	事務事業	学童クラブ施設の整備				総合戦略	●
後期※	計画コード	16	重点P	②	子ども・若者の健やかな成長・自立を支援し、子育てしやすいまち	総合戦略	●
	事務事業	学童クラブ施設の整備				総合戦略	●
所管部署  子ども生活部  児童青少年課  放課後児童係							
<p>事業概要</p> <p>平成27年の児童福祉法の改正に伴い対象学年が小学校6年生までに拡大されたことや学童クラブに対する需要の高まりにより地域によっては、希望者が入会できない状況にある。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める児童1人当たりの育成面積や1支援当たりの児童数の基準を満たしていない施設がある。</p> <p>これらを踏まえ策定した「子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた確保方を基本としつつ、育成環境の改善等に向け必要に応じた施設整備を行う。なお、整備に当たっては、小学校校舎内又は敷地内（敷地分割を含む）、民間等の所有地などを有効活用することを検討する。</p>							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○近年、入会希望者の増大等による育成環境の改善が必要な地域が増加していることから、計画的に施設を整備	○学童クラブ施設の整備 ・整備 1箇所  ○学童クラブ需要の検証	○学童クラブ施設の整備 ・整備 2箇所 （内、1箇所計画外）	○学童クラブ施設の整備 ・整備 4箇所（内、3箇所計画外）（学校施設の増築に伴う整備2箇所、学校敷地既存施設の活用2箇所）	○学童クラブ施設の整備 ・開設 1箇所（建物賃借） ・整備 4箇所（内、3箇所計画外）（学校施設の増築に伴う整備2箇所、学校敷地既存施設の活用2箇所）
		○学童クラブ需要の検証	○学童クラブ需要の検証	○学童クラブ需要の検証
事業費（千円）		109,241	194,683	190,779
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	◎
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	<p>第二小学校地域において、建物賃借により新たに「あおぞら学童クラブ」を開設した。また、布田小学校において、教育部と一体的に整備工事を行い、新たに増築した校舎1階に「布田小学校第二学童クラブ」を整備し、学童クラブ定員の増加を図った。その他、計画外整備として、第三小学校敷地内既存建物において「第三小学校学童クラブ」、調和小学校敷地内において「調和小学校第二学童クラブ」を整備し、学童クラブ定員の増加を図った。</p> <p>それぞれの施設の開設・整備にあたり、消耗品・備品等の購入、シックハウス検査等の準備を行い、円滑な運営準備を図った。</p>
----	--

【ACTION】

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続	<input type="checkbox"/> 有効性改善	<input type="checkbox"/> 効率性改善	<input type="checkbox"/> 財政面改善	<input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

今後の取組の方向	令和5年度においても、必要度や緊急度を踏まえた計画的な施設整備を推進するとともに、基本計画に位置付けた整備に関する候補地の選定等、開設に向けた準備を進める。また、35人学級への対応について、教育部と連携を図っていく。
----------	--